

建設業における 新型コロナウイルス感染予防対策について

1 新型コロナウイルス感染症の影響下における建設業の位置づけ

建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、その社会的使命を果たしていく必要があります。国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられています。

2 感染防止のための基本的な考え方

事業者の皆様には、建設現場の立地や工事内容等を十分に踏まえ、建設現場やオフィス等に移動する自動車内や移動経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めていただき、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じていただくことが重要です。

3 建設現場における感染予防策

① 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- ・現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等において、他の作業員と出来る限り一定の距離を保つ（2メートルを目安）ことや、作業現場の換気の励行等、対策に万全を期す
- ・閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより感染を予防

② 衛生管理の徹底

- ・出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無の確認（勤務中に体調が悪くなった作業員等は必要に応じ帰宅させ自宅待機）
- ・現場入場時の体温測定等、個々の現場における適切な健康管理
- ・消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒
- ・現場でのマスクやフェイスシールド等の着用や手洗いの励行
- ・ドアノブ、電気のスイッチ等の共有設備、重機等のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所のこまめな消毒の実施（必要に応じ、車両運転時に使い捨てゴム手袋の着用）
- ・ゴミのこまめな回収、鼻水や唾液等がついたゴミはビニール袋に密閉

③ 熱中症の予防

- ・気温及び湿度が高い日においては、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクを軽減

4 本県建設現場における具体的な感染予防対策の取り組み

「3密」の回避



現場事務所での対人間隔の確保と換気



朝礼時の対人間隔の確保

衛生管理の徹底



建設機械の定期的な消毒



現場内の手すりやドアノブの消毒



検温による作業員等の健康管理



空気清浄機等の設置